

平成30年度新しい日本のための優先課題推進枠説明資料

頁

秘書課経費	-----	1
広報課経費	-----	11
情報政策課経費	-----	17
総務局経費	-----	23
経理局経費	-----	43
民事局経費	-----	55
刑事局経費	-----	87
行政局経費	-----	109
家庭局経費	-----	131
図書館経費	-----	193
司法研修所経費	-----	197

秘書課経費

<p><u>安全・安心な社会の実現等</u></p> <p><u>社会を支える紛争解決機能の充実強化</u></p> <p>(1) 国際会議出席及び国際会議提出報告書論文和文英訳</p> <p><要望要旨></p> <p>国境を越えた人の往来、企業・経済活動の活発化に伴い、外国人を当事者・関係者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今との情勢にかんがみれば、我が国司法部が国際会議に積極的に参加して、他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて、国際的な司法問題について認識を共有して、その改善策を模索し、また、司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>司法に関する国際会議は、年々開催数が増加しているが、特に最近では、専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも、会議テーマの分野に精通し、第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。</p> <p>また、このような専門分野にテーマを絞った国際会議には、実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えしており、このような招請に応じて国際会議に出席することは、諸外国に日本の司法事情を知らしめ、日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。</p> <p>よって、国際会議出席の経費について、平成30年度は、国際知的財産権会議、フォーダム大学知財関係国際会議、子奪取条約に関する会議2件、国際商標協会、国際倒産についての国際裁判官会議、商事訴官司法セミナー、家庭裁判所協会、ハーグ国際私法会議、国際少年家庭裁判所裁判官協会、大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議、ソウル破産裁判所主催の倒産についての司法会議及びシンガポール最高裁判所主催の倒産に関する会議の派遣のための経費を要望する。</p> <p>国際会議への出席に際しては、我が国の現状、問題点、対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められるほか、出席者がスピーチを行う場合も多く、こうしたレポートやスピーチ原稿等については、正確な翻訳に基づいていなければならないため、そのための英訳費用を併せて要望する。</p>	<p>明細 書頁</p>
--	------------------

<所要額内訳>									明細 書頁	
国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)					所要額 (円)	所要額 (千円)		
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雜費	計			
国際知的財産権会議(シートル)	判事1人 (指定職相当)	1,188,410	2,634	29,700×5日(指) 25,000×5日(甲)	—	—	1,464,544	1,464,544	1,465	
フォーダム大学知財関係国際会議(ニューヨーク)	判事1人 (指定職相当)	1,427,610	2,634	29,700×10日(指)	—	—	1,727,244	1,727,244	1,727	
子奪取条約に関する会議(1) (前回のロンドンを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,202,610	2,634	29,700×6日(指)	—	—	1,383,444	1,383,444	1,383	
	調査官等1人	396,610	2,634	25,500×6日(指)	—	—	552,244	552,244	552	
国際商標協会(シアトル)	判事1人	362,610	2,634	25,000×6日(甲)	—	—	515,244	515,244	515	
子奪取条約に関する会議(2) (前回のアムステルダムを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,173,010	2,634	25,000×6日(甲)	—	—	1,325,644	1,325,644	1,326	
	調査官等1人	396,610	2,634	21,300×6日(甲)	—	—	527,044	527,044	527	
国際倒産についての国際裁判官会議(ケープタウン)	判事2人	642,610	2,634	18,000×5日(丙)	—	—	735,244	1,470,488	1,470	
商事訴訟司法セミナー(シドニーを仮置き)	判事1人	243,610	2,634	20,100×5日(乙)	—	—	346,744	346,744	347	
家庭裁判所協会(ワシントンD.C.)	判事1人	400,610	2,634	29,700×5日(指)	—	—	551,744	551,744	552	
ハーグ国際私法会議(ハーグを仮置き)	判事1人	396,610	2,634	25,000×4日(甲)	—	—	499,244	499,244	499	

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁
		航空賃	鉄道賃 車 賃	滞在費	支度料	雑費	計			
国際少年家庭裁判所裁判官協会(前回のロンドンを仮置き)	判事2人	396,610	2,634	29,700×5日(指)	-	-	547,744	1,095,488	1,095	
大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議(ソウル)	判事1人 (指定職相当)	412,410	2,634	20,100×4日(乙)	-	-	495,444	495,444	495	
	判事1人	108,610	2,634	20,100×4日(乙)	-	-	191,644	191,644	192	
ソウル破産裁判所主催の倒産についての司法会議(ソウル)	判事1人	108,610	2,634	20,100×4日(乙)	-	-	191,644	191,644	192	
シンガポール最高裁判所主催の倒産に関する会議(シンガポール)	判事1人	216,610	2,634	29,700×5日(指)	-	-	367,744	367,744	368	
合計									12,705	

(イ) 翻訳料				
案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額(円)	所要額(千円)
国際会議提出報告書論文	78	6,816	78枚×6,816=531,648	532

(2) 裁判官知的財産権関係在外研究

<要望要旨>

特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時に並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインジャンクション）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。

このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。

近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心していることから、米国のワシントン大学CASRIP（知的財産権研究所）及びドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要望する。

<所要額内訳>

派遣先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額(円)	所要額(千円)	
			航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	雑費	計			
米国 (シトル, CASRIP)	1月	1	362,610	2,634	25,000 × 29日	—	1,090,244	1,090,244	1,090	
欧州 (ドイツ(ミュンヘン), マックス プランク研究所)	3月	1	396,610	2,634	9,600 × 89日	—	1,253,644	1,253,644	1,254	
合計										2,344

<p>(3) ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣</p> <p><要望要旨></p> <p>日本經濟の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成17年4月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。</p> <p>知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成15年10月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンD. C.に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。</p> <p>このため、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ裁判官1人を派遣する経費を要望する。</p>	<p>明細 書頁</p>
--	------------------

<所要額内訳>

(ア) 司法制度調査旅費

派遣先	期間	人 員	1人当たりの所要額(円)					所要額 (円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	支度料	雑費		
ミュンヘン知的財産法センター	29年度派遣 5月	1	153,381	1,317	6,720 × 151日	—	—	1,169,418	1,169,418
	30年度派遣 7月	1	286,110	1,317	6,720 × 211日	30,000	13,420	1,748,767	1,748,767
ジョージ・ワシントン大学	29年度派遣 3月	1	274,857	1,317	6,720 × 89日	—	—	874,254	874,254
	30年度派遣 9月	1	315,210	1,317	6,720 × 273日	30,000	39,600	2,220,687	2,221
合 計									6,013

(イ) 授業料

留学先	人 員	1人当たりの授業料	所要額 (円)	所要額 (千円)
ミュンヘン知的財産法センター	1	32,000 ユーロ × 122円 =3,904,000円	3,904,000	3,904
ジョージ・ワシントン大学	1	20,600 ドル × 110円 =2,266,000円	2,266,000	2,266
合 計				6,170

(平成28年12月27日付官報・財務省支出官レートによる。)

明細
書頁

<経費積算内訳>						明細 書頁
項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所				27,764 (20,070)		
職員旅費				12,705 (4,597)		
(外国旅費)	国際会議			8,357 (9,184)		
	司法制度調査旅費			2,344 (3,160)		
	裁判官知的財産権関係在外研究					
	米国(シアトル, CASRIP)	1人	1,090,244 (1,066,244)	1,090 (1,066)		
	欧州(ドイツ・ミュンヘン, マックス・プランク研究所)	1人	1,253,644 (2,094,044)	1,254 (2,094)		
	ミュンヘン知的財産法センターへの派遣			2,918 (2,886)		
	継続分(29年度派遣分)	1人	1,169,418 (1,166,916)	1,169 (1,167)		
	新規分(30年度派遣分)	1人	1,748,767 (1,718,517)	1,749 (1,719)		
	ジョージ・ワシントン大学への派遣			3,095 (3,138)		
	継続分(29年度派遣分)	1人	874,254 (892,527)	874 (893)		
	新規分(30年度派遣分)	1人	2,220,687 (2,244,787)	2,221 (2,245)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
旅費 (雑役務費)	国際会議提出報告書論文 (和文英訳)	78(30)枚	6,816 (6,912)	532 (207)		
	ミュンヘン知的財産法センター授業料	1人	3,904,000	3,904 (3,904)		
	ジョージ・ワシントン大学授業料	1人	2,266,000 (2,178,000)	2,266 (2,178)		

廣報課經費

【要望】

						明細 書頁
安全・安心な社会の実現等						
社会を支える紛争解決機能の充実強化						
知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等						
<要望要旨>						
知的財産高等裁判所ウェブサイトは、主要な判決、審決取消訴訟の個別事件情報、審決取消訴訟に関するQ&A、専門委員制度や大合議事件に関する情報など、知的財産権に関する紛争解決に役立つような情報を国民に提供しているほか、知的財産権のグローバルな情報発信の必要性に対応するため、他言語ページ（英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語）を開設している。今後、産業競争力強化の一環として知的財産戦略が進められると、日本企業を巡る知的財産権に関する紛争が日本国内外でより一層生じる可能性があり、その紛争解決の一助として、知的財産権に関する情報を発信している知的財産高等裁判所ウェブサイトの活用が見込まれる。また、知的財産高等裁判所ウェブサイトは、元号改正に対応していないことから、これに対応する改修を行う予定である。						
よって、知的財産高等裁判所ウェブサイト保守等の費用を要望する。						
経費積算内訳						
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所ウェブサイト の保守等			1,582 (-1,194)		

裁判員制度の運営等の充実

(1) 裁判員制度ウェブサイトの保守等

<要望要旨>

裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上などを目的として、平成17年度に新設された裁判員制度専門のウェブサイトである。同制度に関する情報を、幅広い層の国民に対し、分かりやすく親しみやすい手法で迅速に発信するという観点から、これまで、各種コンテンツの充実を図ってきた。

裁判員制度に関する情報発信が一元的に行えるという点で、本ウェブサイトは広報戦略的にも極めて重要な役割を果たしているのみならず、利用者側にとっても情報の集約によるメリットは大きい。また、すでに報道機関等を始め多くの国民から裁判員制度専門サイトとして一定の認知を得ており、今後、同制度に対する国民の関心を持続させ、裁判員制度の安定的な運用を目指す上で必要不可欠な広報ツールである。

よって、裁判員制度ウェブサイト保守等の費用を要望する。

(2) 裁判員制度ナビゲーション（広報用冊子）

<要望要旨>

本冊子は、裁判員制度の概要のみならず、選任手続や実際に裁判員となったときにどのようなことを行うのかといったことを、詳細に、かつ、図表やイラスト・写真を使って分かりやすく説明したものである。

裁判官による出張講演や裁判所見学、広報行事の際に参加者に配布するなど、裁判員制度の内容を国民に伝達するためのツールとして積極的に活用しており、内容の正確さ、充実感から高い評価を得ている。

本冊子は、裁判員制度施行後においても、制度の内容を国民に伝達するツールとして極めて有用であるため、運用状況や統計数値等の情報を最新のものに更新した上で、引き続き、刊行する必要がある。

よって、本冊子の発行経費を要望する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判員制度ウェブサイトの保守等			17,439 (19,129) 14,498 (14,498)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度ナビゲーション(広報用冊子)	(134,000) 125,500部	(34.56) 23.436	2,941 (4,631)		

裁判運営のための司法基盤の充実

裁判所ウェブサイトの保守等

<要望要旨>

裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段であり、裁判所の組織や各地の裁判所、裁判手続、広報行事等の紹介といった一般的な事項から、採用試験情報、調達・公募情報といった閲覧層を絞った記事、更には裁判例や司法統計、最高裁判所規則などの専門的なものまで、裁判所に関する幅広い情報を国民に提供している。

インターネットの人口普及率が80パーセントを超える昨今では、最高裁や全国の下級裁の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、更には各地で開かれる広報行事の案内、新しい制度や手続の紹介等についての情報を求める国民各層にとって、裁判所ウェブサイトが最も有力なアクセス手段の一つとなっており、掲載情報の不断的更新等による利便性の維持向上が、今後ますます求められる状況にある。

裁判所ウェブサイトは、画面体裁の統一等による見やすさや目的情報の探しやすさを追求するため、すべての掲載情報の編集、更新を最高裁が監修するとともに、セキュリティ保持にも万全の態勢を保つべく、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

また、裁判所ウェブサイトは、元号改正に対応していないことから、これに対応する改修を行う予定である。

よって、裁判所ウェブサイト保守等の費用を要望する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雜役務費)	裁判所ウェブサイトの保守等			11,654 (8,932)	

情 報 政 策 課 經 費

安全・安心な社会の実現等

社会を支える紛争解決機能の充実強化

知財高裁用司法統計年報

<要望要旨>

司法統計年報は、裁判所の諸施策の基幹的資料となる統計データを掲載し、これを刊行物として刊行することで、国民に対して裁判の現状を数値的に明らかにするものであり、このうち、知財高裁用のものを作成するための経費を要望する。

経費積算内訳

明細

書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	知財高裁用司法統計年報	7部	(240.745) 279.840	2(2)	

防災・減災（耐震化対策等）

建替え又は改修による耐震化・老朽化対策

最高裁判所庁舎の耐震改修工事に伴うネットワーク設定

<要望要旨>

平成25年度から最高裁判所庁舎の耐震改修工事を行っており、工事対象箇所となる執務室は順次仮の執務室に移転し、工事完了後、元の執務室に戻ることになるが、移転先においてネットワークを利用できるようにするには、移転の都度、基幹ネットワーク機器の設定を変更する必要があるため、平成30年度もこれに要する経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	最高裁判所庁舎の耐震改修工事に伴うネットワーク設定	一式	(1,404,000) 3,672,000	3,672(1,404)	

總務局經費

安全・安心な社会の実現等 社会を支える紛争解決機能の充実強化			明細 書頁
(1) 知財高裁用資料室図書			
<要望要旨>			
日常の裁判実務の遂行においても、法律学の進歩に対応する上においても、法律図書が資料室に遗漏なく整備されることは必要であり、この図書の整備に必要な予算を要望する。			
<配布計画>			
区分	知財高裁	計	
法律図書	(1 庁×36) 36	36	
(2) 知財高裁用法律雑誌			
<要望要旨>			
法律図書はもちろんのこと、最新の学説や法理論及び判例評釈が掲載される法律雑誌も裁判所にとって欠くべからざるものであり、法律雑誌の整備に必要な予算を要望する。			
<配布計画>			
区分	知財高裁	計	
配布部数	(1 庁×1) 1	1	

(3) 破産、執行、保全事件処理用の図書	明細 書頁															
<要望要旨>																
破産、執行、保全事件を適正かつ迅速に処理するためには、これらの事件の関係図書を担当書記官の身近な場所に備え付け、必要に応じて直ちに参照できるような態勢を整えることが不可欠であり、また、それらの図書は、裁判官が書記官を指導しながら適切な事件処理をしていく上でも、大いに役立つものであり、これらの追録と雑誌の整備に必要な経費を要望する。																
<配布計画>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地裁本庁</th> <th>地裁支部 (合議取扱庁)</th> <th>地裁支部 (左記以外)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律図書 追録</td><td>50</td><td>63</td><td>95</td><td>208</td></tr> <tr> <td>法律雑誌</td><td>50</td><td>63</td><td>95</td><td>208</td></tr> </tbody> </table>		地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計	法律図書 追録	50	63	95	208	法律雑誌	50	63	95	208	
	地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計												
法律図書 追録	50	63	95	208												
法律雑誌	50	63	95	208												
<要望要旨>																
金融機関においては、金融関連の新型商品が販売されたり、付随業務として、証券業務や保険窓口販売を行ったりしている中で、金融機関の説明義務、法令遵守等をめぐって新たに困難な問題が生じている。																
裁判所としては、国民の関心の高い金融関連の事件に対する処理態勢を充実・強化していくことが不可欠であり、これらの事件処理のために必要な図書の追録と雑誌の整備に必要な経費を要望する。																
<配布計画>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>高裁本庁</th> <th>地裁本庁</th> <th>地裁支部 (合議事件取扱庁)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律図書 追録</td><td>8</td><td>50</td><td>0</td><td>58</td></tr> <tr> <td>法律雑誌</td><td>8</td><td>50</td><td>63</td><td>121</td></tr> </tbody> </table>		高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計	法律図書 追録	8	50	0	58	法律雑誌	8	50	63	121	
	高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計												
法律図書 追録	8	50	0	58												
法律雑誌	8	50	63	121												

					明細 書頁
(5) 事件受付用図書の整備					
<要望要旨>					
受付を充実し、当事者に対する十分な指導を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要があり、追録に必要な経費を要望する。					
<配布計画>					
区分 図書名		地裁本庁	地裁支部	独立簡裁	合計
民事訴訟・非訟事件受付用図書			203	185	388
破産・再生等事件受付用図書		50	203		253
民事保全事件受付用図書		50	203		253
借地・借家等調停事件受付用図書		50	203		253
民事執行事件受付用図書		50	63 (合議事件取扱庁に限る)		113

(6) 知財高裁用裁判所時報												明細 書頁																										
<要望要旨>																																						
最高裁判所の重要判例、通達、通知、その他裁判所職員に必要な情報を迅速に提供するため、裁判所時報の定期的刊行に必要な経費を要望する。																																						
<配布計画>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">知財高裁</th> <th colspan="2">計</th> <th colspan="8"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td> <td colspan="2">(1 庁×3) 3</td> <td colspan="2">3</td> <td colspan="8"></td> </tr> </tbody> </table>												区分	知財高裁		計										配布部数	(1 庁×3) 3		3										
区分	知財高裁		計																																			
配布部数	(1 庁×3) 3		3																																			
(7) 最高裁判所判例集の刊行																																						
<要望要旨>																																						
最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引1冊を含む。)に必要な経費を要望する。																																						
<配布計画>																																						
区分	府用										予備	計																										
	最高	高等		地方			簡易	家庭		寄贈																												
配布部数		本庁	支部	本庁	支部	本庁		本庁	支部	4	1,411																											
71	(8 庁×5)	(7 庁×2)	(50 庁×4)	(63 庁×2)	(140 庁×1)	(388 庁×1)	(50 庁×1)+26	(203 庁×1)	149																													
40		14	200	126	140	388		76	203																													
(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。簡易裁判所は、支部併置及び独立簡易裁判所の合計である。家裁本庁のうち家裁専任庁26庁については2部整備する。)																																						

(8) 最高裁判所民事裁判集	明 細 書 頁										
<要望要旨>											
最高裁判所の判決及び決定のなかで判例集に登載しないが比較的重要なものにつき、最高裁判所民事裁判集として定期的に刊行している。											
最低限の部数（26部）について、定期刊行に必要な経費を要望する。											
<配布計画>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>最高</th><th>高等</th><th>予備</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td><td>16</td><td>(8 庁×1) 8</td><td>2</td><td>26</td></tr> </tbody> </table>	区分	最高	高等	予備	計	配布部数	16	(8 庁×1) 8	2	26	
区分	最高	高等	予備	計							
配布部数	16	(8 庁×1) 8	2	26							
(9) 知財高裁用裁判所データブック											
<要望要旨>											
我が国の社会経済構造は、大きく変化し、発生する法的紛争はますます複雑、多様化している。これらの紛争を早期に解決し、安定した社会を実現する裁判所の役割は大きなものであり、司法に対する国民の関心は高まっている。司法が国民の期待に応えていくためには、日々、適正迅速な裁判の実現に努めるとともに、国民に裁判の在り方や裁判所の現状について正しく理解してもらうことも必要である。											
そのために、裁判所の組織、機構、裁判統計等裁判所の現況をコンパクトにまとめた一覧性に優れた資料を作成し、知的財産高等裁判所に配布し、広報担当職員が外部からの資料提供依頼に対して的確に応えられるような執務態勢を整え、国民が裁判手続や裁判所の情報を容易に知りうる状態にすべきであり、裁判所データブックの刊行に必要な経費を要望する。											
<配布計画>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>知財高裁</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td><td>(1 庁×5) 5</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	区分	知財高裁	計	配布部数	(1 庁×5) 5	5					
区分	知財高裁	計									
配布部数	(1 庁×5) 5	5									

明 細 書 頁
<p>(10) 法情報総合データベース（D1-Law.com=Web版現行法規履歴検索、Web版判例体系、Web版法律判例文献情報）</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>法情報総合データベースは、法令、判例及び文献情報を検索閲覧するシステムであり、Web版現行法規履歴検索、Web版法律判例文献情報の各データベースにWeb版判例体系のデータベースを統合したシステムである。</p> <p>Web版現行法規履歴検索は、裁判に不可欠な法律、政令、勅令、府令、省令、規則、条約等の条文情報を、用語等を指定することにより容易かつ瞬時に検索することができ、かつ、月日を指定することで、その時点で有効である法令等の検索もできるデータベースである。</p> <p>Web版判例体系は、裁判所、裁判の年月日、事件番号での検索だけではなく、各判例の論点に付されたキーワードでの検索もでき、さらに、審級関係にある判例及び同一の論点を持つ判例を順次参照でき、判例の確認漏れの心配がない優れたデータベースである。</p> <p>Web版法律判例文献情報は、法律及び判例集に関して新たに刊行される図書・研究紀要・雑誌掲載著名論文等の文献のデータベースである。</p> <p>本システムは、裁判官や書記官各自の端末パソコンからアクセスすることにより、裁判執務に必要な法規、判例及び法律判例文献の著者名、雑誌名等を容易かつ瞬時に入手することができるものであり、適正迅速かつ効率的な裁判事務処理に極めて有効なものである。その利用に必要なライセンス料については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成30年度に要するライセンス料を引き続き要望する。</p>

明 細 書 頁
<p>(11) 判例秘書. J P</p> <p><要望要旨></p> <p>判例秘書. J Pは、判例や法律雑誌に掲載された論文、評釈及び解説等の膨大な情報を収録しているデータベースシステムである。本システムは、法律雑誌の収録件数が豊富であり、主要法律雑誌に掲載された判例評釈及び解説のすべてを、原本性を保持したP D Fデータとして収録し、判例と関連づけて検索閲覧することが可能である。</p> <p>これは、(ア)法情報総合データベースにはない機能であり、その都度膨大な数の雑誌から、事件処理に必要な記事を探し出す作業の必要がなくなり、効率的な裁判事務処理、特に、日々第一線で訴訟等の案件を処理している裁判官の事務処理の負担軽減に多大な貢献をもたらすものである。</p> <p>判例秘書. J Pと法情報総合データベースは、それぞれのシステムの特長から、相互に補完して利用することにより、より一層裁判事務の効率化に寄与するものである。その利用に必要なライセンス料については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成30年度に要するライセンス料を引き続き要望する。</p>
<p>(12) W e b版図書情報システム</p> <p><要望要旨></p> <p>W e b版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約230万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。</p> <p>W e b版図書情報システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、その利用に必要な利用料等については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成30年度に要する利用料等を引き続き要望する。</p>

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)				35,354(34,107) 30,550(29,087)		
(ア) 知財高裁用資料室図書 法律図書	36 冊	(5,045)	6,073 (188,394)	219(182)		
(イ) 知財高裁用法律雑誌	1 庁	185,989		186(188)		
(ウ) 破産、執行、保全事件処理用の図書		(19,260)		11,589(11,531)		
(ア) 法律図書 追録	208 組	19,540		4,064(4,006)		
(イ) 法律雑誌	208 部	36,177		7,525(7,525)		
(エ) 金融関連事件処理用の図書		(28,152)		5,480(5,299)		
(ア) 法律図書 追録	58 組	31,280		1,814(1,633)		
(イ) 法律雑誌	121 部	30,294		3,666(3,666)		
(オ) 事件受付用図書の整備		(18,711)		13,076(11,887)		
(ア) 民事訴訟・非訟事件受付用図書	388 組	20,582 (2,257)		7,986(7,260)		
(イ) 破産・再生等事件受付用図書	253 組	2,482		628(571)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(印刷製本費)	(c) 民事保全事件受付用図書	253組	(2,732) 3,005 (11,286)	760(691)		
	(d) 借地・借家等調停事件受付用図書	253組	12,414 (4,514)	3,141(2,855)		
	(e) 民事執行事件受付用図書	113組	4,965	561(510)		
				4,804(5,020)		
	(ア) 知財高裁用裁判所時報	3部 25回	(9,240) 10,613 (275,007)	1(1)		
	(イ) 最高裁判所判例集	1,409部 11回	268.92 (275,007)	4,168(4,262)		
	(ウ) 知財高裁用最高裁判所判例集	2部 11回	268.92 (9,612)	6(6)		
	(エ) 最高裁判所民事裁判集	26部 3回	8,048 (93,895)	628(750)		
	(オ) 知財高裁用裁判所データブック	5部	102.6	1(1)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
情報処理業務手費 (雑役務費)	(ア) 法情報総合データベース(D 1 - L aw. c o m=W e b 版現行法規履歴 検索, W e b 版判例体系, W e b 版法 律判例文献情報)	一式	(43, 421, 959) 43, 420, 086	72, 584(72, 584) 43, 420(43, 422)		
	(イ) 知財高裁用法情報総合データベー ス(D 1 - L a w. c o m=W e b 版 現行法規履歴検索, W e b 版判例体 系, W e b 版法律判例文献情報)	一式	(83, 664) 85, 337	86(84)		
	(ウ) 判例秘書. J P	一式	(28, 799, 718) 28, 797, 913 (90, 281)	28, 798(28, 800)		
	(エ) 知財高裁用判例秘書. J P	一式	92, 086	92(90)		
	(オ) W e b 版図書情報システム	一式	187, 920	188(188)		

裁判員制度の運営等の充実

評議室の図書の整備（六法全書）

<要望要旨>

裁判員制度の実施にあたって、裁判官と裁判員が、事実の認定、法令の適用及び刑の量定のための評議を行う評議室が、裁判員裁判を実施する地裁本庁及び支部に設置されている。

裁判員は、法令に精通しているわけではないので、評議にあたっては、裁判官が、裁判員に対して、必要な法令の説明を丁寧に行う必要があり、このことは、裁判員法 66 条 5 項が要請しているところでもある。また、それによって、裁判員もどの法令が適用され、その法令にはどのような刑が定められているかを理解し、裁判員としての職責を果たすことができるようになる。

そのための裁判員に対する法令の説明を行う際の資料としては、裁判員裁判対象事件に関する法令をほぼ収録している六法全書が有益であり、六法全書は法令の改廃に応じて毎年新たな版が刊行されるので、評議室に最新の六法全書を 1 部ずつ整備するための経費を要望する。

<配布計画>

地方裁判所の評議室に 1 部ずつ配布する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品 目 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書の整備（六法全書）	一式	(1,412,818) 1,420,268	1,420(1,413)	

明細

書頁

少子高齢化等を受けて増加する家庭事件への対応の充実

(1) 家裁調査官（補）の図書の整備（六法）

<要望要旨>

家庭裁判所調査官（補）は、訴訟、審判、調停等の手続を進めていく上で重要な職責を担っており、実務の上で日常的に六法を参照することが必要不可欠であり、執務用六法の購入経費を要望する。

<配布計画>

区分	家庭裁判所調査官(補)用	計
配布部数	1,596	1,596

(2) 事件受付用図書の整備

<要望要旨>

受付を充実し、当事者に対する十分な指導を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要があり、追録に必要な経費を要望する。

<配布計画>

図書名	区分	家裁本庁	家裁支部	合計
夫婦・親子関係事件受付用図書	50	203	253	
相続関係事件受付用図書	50	203	253	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)						
	(1) 家裁調査官(補)の図書の整備(六法)	1,596部	(4,170) 4,228	14,286(13,508) 6,748(6,655)		
	(2) 事件受付用図書の整備			7,538(6,853)		
	(ア) 夫婦・親子関係事件受付用図書	253組	9,931 (18,058)	2,513(2,284)		
	(イ) 相続関係事件受付用図書	253組	19,863	5,025(4,569)		

裁判運営のための司法基盤の充実	明細 書頁
<p>(1) パーフォレータ</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書の中には、各葉にわたって契印をすることが必要とされているものがあるが、裁判文書は大部になることもあります、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印することは非効率である。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。</p> <p>また、裁判文書に対する信頼をより一層確保するために、従来型のパーフォレータの電源部に鍵を取り付けたものに仕様を変更し、この鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要望する。</p> <p>平成20年度から平成29年度までに合計2041台整備しているところ、そのうちの一部について耐用年数を超えて使用している状況にあり、突然の故障等により裁判事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>そこで、そのような支障が生じることのないよう、計画的に更新していく必要があり、そのための経費を要望する。</p> <p>＜整備計画＞</p> <p>平成30年度は、平成20年度までの整備分のうち合計85台を整備更新する。</p>	

明 細 書 頁
<p>(2) 法廷用デジタル録音機</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>社会、経済情勢の変化により、複雑困難な事件が増えている中で、逐語録需要の増加に機動的に対応し、法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録するためには、質問者及び供述者の音声を確実かつ明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。</p> <p>また、簡易裁判所における民事訴訟事件については、民事訴訟規則において、証拠調べの証人等の陳述の結果の記載を省略できることとされているが、この場合、当事者の裁判上の利用に供するため、その証人等の陳述の結果を記録する必要があり、そのためにもデジタル録音機を整備する必要がある。</p> <p>平成25年度から平成29年度までに合計4008台整備しているところ、そのうちの一部について耐用年数を超えて使用している状況にあり、突然の故障等により裁判事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>そこで、そのような支障が生じることのないよう、計画的に更新していく必要があり、そのための経費を要望する。</p> <p>＜整備計画＞</p> <p>平成30年度は、平成25年度までの整備分のうち合計668台を更新整備する。</p>

明 細 書 頁
(3) 電子速記タイプライター <要望要旨> 民事事件、刑事事件において、証人等の供述内容を逐語的に記録する場合に、速記官が立ち会って速記し、速記録を作成している。速記官が速記するための機器として、これまで速記タイプライターを整備してきたところ、安定的な維持管理に支障を来す見込みであることから、後継機種として、電子速記タイプライターを整備する必要がある。 <整備計画> 平成30年度から段階的に整備を行う予定であるところ、初年度である平成30年度は、30台の整備にかかる経費を要望する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	(ア) パーフォレータ (イ) 法廷用デジタル録音機 (ウ) 電子速記タイプライター	85(76)台 668(583)台 30台	(228,960) 239,760 (37,800) 56,916 1,013,904	88,817(39,438) 20,380(17,401) 38,020(22,037) 30,417(0)		

經理局經費

安全・安心な社会の実現等

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 特殊事件専門図書

<要望要旨>

社会の高度化、国際化及び国民の権利意識の多様化を反映して、裁判所に持ち込まれる事件は複雑困難化しており、従来ない類型の訴訟が増加している。このような事件を適正迅速に解決するためには、幅広い分野についての専門的な知識が必要となり、事件を担当する裁判官の身近に多分野にわたる各種の専門図書を整備し、いつでも最新の専門知識にアクセスできるように環境を整備することが有効な方策である。

裁判官は、当事者の主張及び証拠を検討して整理し、法律問題の争点について、判例・学説を調査し、また、外国の法律や判例、学説についても調査研究するとともに、法律学以外の社会科学や自然科学などの専門外の知識についても資料を収集して争点整理期日や証拠調べ期日に臨むことが求められる。さらに、当該事件に関する論説や当事者が引用する文献・資料についても調査を尽くす必要がある。

その中でも、特に困難な事件の調査に要する事務量は膨大なものであり、各種の専門図書が手元になければ、担当裁判官は事実及び争点の調査に一層多大な労力と時間を費やさざるを得ず、適正かつ迅速な裁判の実現のために大きな支障を生ずることになる。

そこで、複雑困難な事件の処理のため、調査研究資料の整備に必要な経費を要望する。

(2) 保管金事務処理システム用プリンタ（執行官用）

<要望要旨>

保管金事務処理システムを利用するため必要となる機器のうち、平成30年度に更新期を迎える執行官用のプリンタを更新するための経費を要望する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (特殊事件専門図書)	742組	20,177	14,971(14,971)		
(項) 下級裁判所 庁費 (備品費)	保管金事務処理システム用プリント (執行官用)	29(49)台	(17,466) 3,089	90(856)		

裁判運営のための司法基盤の充実

(1) 防災用品

<要望要旨>

東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなつた者が多くいた。このようなときに応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。

そこで、防災用品を整備するための経費を要望する。

さらに、大地震等の災害発生時にエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生する可能性があることから、復旧なしで救出に至るまでの間に備えるものとして、庁舎内のエレベーター内に備蓄すべき防災用品も併せて要望する。

(2) P C B 廃棄物処理経費（事務室等分）

<要望要旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管しているP C B 廃棄物を平成39年3月31日までに処分することが義務づけられているが、唯一の高濃度P C B 廃棄物処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、その事業基本計画において、環境大臣の認可を受けて各事業所における計画的処理完了期限（北九州、大阪、豊田各事業所の対象区域については平成34年3月、東京、北海道各事業所の対象区域については平成36年3月）までに処理委託を行うことが定められている。そこで、平成30年度処分予定分につき、処分経費を要望する。

P C B 汚染物等

府名	内容	府費所要額(千円)	府名	内容	府費所要額(千円)
最高裁判所	高濃度PCB汚染物等2,418kg 運搬費	43,156	奈良地裁五條支部	高濃度PCB汚染物等44.9kg 運搬費	387
横浜地方裁判所	補修作業	180	大津地方裁判所	高濃度PCB汚染物等306.6kg 運搬費	2,769
横浜地方裁判所	高濃度PCB汚染物等142kg 運搬費	940	和歌山地裁田辺支部	高濃度PCB汚染物等693.6kg 運搬費	6,148
静岡地方裁判所	高濃度PCB汚染物等432kg 運搬費	3,764	和歌山地裁御坊支部	高濃度PCB汚染物等14.4kg 運搬費	97
静岡地裁浜松支部	高濃度PCB汚染物等31kg 運搬費	273	神戸家庭裁判所	高濃度PCB汚染物等99.5kg 運搬費	936
京都地方裁判所	高濃度PCB汚染物等155.6kg 運搬費	1,370	名古屋地方裁判所	高濃度PCB汚染物等744.5kg 運搬費	6,399
神戸地方裁判所	高濃度PCB汚染物等812.2kg 運搬費	6,500	津地方裁判所	高濃度PCB汚染物等70.4kg 運搬費	646
神戸地裁洲本支部	高濃度PCB汚染物等49.9kg 運搬費	256	名古屋家庭裁判所	高濃度PCB汚染物等65.0kg 運搬費	396
神戸地裁尼崎支部	高濃度PCB汚染物等559kg 運搬費	4,567	福岡地裁柳川支部	荷姿作業	29
奈良地裁葛城支部	高濃度PCB汚染物等19.9kg 運搬費	390	宮崎地方裁判所	高濃度PCB汚染物等35.3kg 運搬費	318

(3) 裁判関係室等器具

<要望要旨>

裁判所のような公共施設においては、身体障がい者や高齢者が安全・安心に利用しやすいものであることが求められる。そこで、各庁に階段昇降機を整備するための経費を要望する。

(4) ゲート式金属探知機

<要望要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係者が自由に入出することができるので、当事者や傍聴人等が、法廷内に凶器を持ち込み、事件関係者や傍聴人に危害を加えるという事件が現実に発生している。

こうした事件を未然に防ぐためには、庁舎入口で所持品検査を実施して、刃物や銃器等の凶器を庁舎内に持ち込ませないことが最も効果的であり、効率良く、迅速にセキュリティチェックを実施するために、ゲート式金属探知機を整備する必要がある。

そこで、以下の各庁にゲート式金属探知機を整備する経費を要望する。

整備庁	所要台数	単価(円)	要望額(千円)
名古屋地裁本庁	2	1,377,000	2,754
広島地裁本庁	1	1,377,000	1,377
合計			4,131

(5) エックス線検査装置

<要望要旨>

当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防ぐため、上記(4)のゲート式金属探知機と併せて、手荷物をまとめて迅速に検査できるエックス線検査装置を整備することにより、裁判所のセキュリティチェックが十全化される。

そこで、以下の各庁にエックス線検査装置を整備するための経費を要望する。

整備庁	所要台数	単価(円)	要望額(千円)
名古屋地裁本庁	3	5,292,000	15,876
広島地裁本庁	3	5,292,000	15,876
合計			31,752

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 庁費 (備品費)	防災用品(エレベーター用防災キャビネット)	46基	203,040	87,969(2,438)		
	防災用品			9,340(0)		
	P C B 廃棄物処理経費			35,473(2,438)		
(項) 下級裁判所 庁費 (備品費)	防災用品(エレベーター用防災キャビネット)	518基	203,040	614,546(92,903)		
	防災用品			479,402(92,903)		
	P C B 廃棄物処理経費			105,175(0)		
(項) 法廷等器具整備費 (備品費)	裁判関係室等器具	74台	1,341,360	337,862(40,346)		
				36,365(52,557)		
				135,144(0)		
				99,261(0)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	ゲート式金属探知機	3台	1,377,000	4,131(0)		
	エックス線検査装置	6台	5,292,000	31,752(0)		

防災・減災（耐震化対策等）

建替え又は改修による耐震化・老朽化対策

移転料（継続・事務室等分）

<要望要旨>

最高裁耐震改修工事に伴う移転料を要望する。

区分	庁名	庁数	所要額(千円)
			府費
仮庁舎移転料	最高裁判所	1	7,799

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 庁費 (雜役務費)	最高裁耐震改修工事に伴う 移転料			7,799(8,817)		

民 事 局 経 費

安全・安心な社会の実現等社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 民事規則制定諮問委員会

<要望要旨>

法律の制定・改廃がある場合等においては、民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は、他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は、昭和22年11月13日最高裁判所規則第8号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して、裁判官、弁護士、関係機関の職員及び学識経験のある者による調査、審議を経ることになる。

そこで、この委員会の開催に必要な経費を要望する。

(2) 推薦依頼用パンフレット

(ア) 専門委員推薦依頼用パンフレット

<要望要旨>

民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）において、専門委員制度が創設されたが、制度を円滑に進めるためには、専門家団体等を通じて広く専門委員の人材確保に努める必要がある。専門家団体に働きかけるに際しては、専門委員制度の内容、専門委員の役割、専門委員の職務内容等についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であることから、パンフレット作成に必要な経費を要望する。

(イ) 民事調停委員推薦依頼用パンフレット

<要望要旨>

内容が複雑で専門的な知見を要する調停事件を処理するためには、公認会計士、税理士、建築士、医師等の専門家の調停委員を確保する必要がある。

各地裁においては、推薦母体となってもらう各関係機関等に対し、調停手続の概要、調停委員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを交付して推薦依頼をしてきており、調停委員候補者の開拓に有効に活用されている。

そこで、本パンフレットを作成するための経費を要望する。

(3) 調停相談事業の実施経費

<要望要旨>

調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民のニーズにこたえるためにも重要な事業である。そして、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。

そこで、調停相談事業開催のために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 全国95か所

回数 年1回

(4) 専門訴訟委員会

<要望要旨>

医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間をする理由として、鑑定人の選任に時間を要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けてもらえないことがある。

これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成13年6月14日最高裁判所規則第5号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第6号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。

そこで、これらの委員会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

(a) 医事関係訴訟委員会

本委員会 2回

(b) 建築関係訴訟委員会

本委員会 1回

分科会 2回

分科会 1回

<委員会の構成>

	委員長	委員	係員	計
医事関係訴訟委員会 (分科会)	1 (5)	11 (5)	2 (1)	14 (6)
建築関係訴訟委員会 (分科会)	1 (5)	11 (5)	2 (1)	14 (6)

(5) 調停制度協議会

<要望要旨>

調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取り組みが必要である。

そこで、本協議会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 最高裁判所

日 程 1日

人 員 73人（内訳 協議員58人、参列員11人、係員4人）

(6) 民事裁判手続のIT化に向けたコンサルティング業務

<要望要旨>

情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展の中で裁判手続のIT化については、裁判所としても検討することの避けられない重要課題であるというべきところ、未来投資戦略2017において「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」ものとされ、経済財政運営と改革の基本方針2017においても「裁判手続等のIT化・・・を推進する」ものとされたことにも照らすと、最高裁判所においても、民事裁判手続のIT化に向けた検討を行う必要がある。IT化に向けた検討は、裁判手続の利用者の利便性の向上だけでなく、関係者の手続保障、情報セキュリティ、費用対効果等の諸般の事情を考慮して進めていくことになるところ、IT化の範囲や手段としては様々な選択肢が考えられ、また、IT化の範囲や手段に応じた費用の大枠も把握する必要がある。

そこで、複数のIT化の範囲や手段の模索とそれぞれの費用の大枠の試算をコンサルティングにおいて実施するための経費を要望する。

(7) 資料等の整備

(ア) 調停委員執務用図書

<要望要旨>

調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前より執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。

そこで、調停事件処理の参考図書を全国の簡易裁判所に整備するための経費を要望する。

(イ) 民事調停委員執務資料

<要望要旨>

調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるが、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。

そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要望する。

(ウ) 司法委員執務資料

<要望要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっているところ、司法委員制度の機能の充実を図るために、司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。

そこで、新任司法委員が具体的な執務に当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要望する。

(エ) 手続案内用リーフレット等

(a) 簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット等

<要望要旨>

簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は、民事訴訟手続、支払督促手続、少額訴訟手続、民事調停手続に分けることができる。これらの手続は、裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として、実際に多くの申立てがなされている。

今後も、簡裁民事手続をより多くの国民に周知し、利用しやすくするため、また、書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために、利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレット等を作成、配布することが有効である。

また、リーフレット等を裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって、簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ、より利用しやすいものとすることができるところから、裁判所及び市町村をはじめとする公共団体や関係機関にリーフレット等を配布してきた。

そこで、下記のリーフレット等を作成、配布するための経費を要望する。

① 簡易裁判所手続用リーフレット

利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット

② 簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット

簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

③ 少額訴訟手続用リーフレット

少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

④ 支払督促手続用リーフレット

支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット

⑤ 民事調停手続用リーフレット

民事調停手続の概要について説明したリーフレット

⑥ 特定調停手続用リーフレット

特定調停法の手続の概要について説明したリーフレット

⑦ 民事調停手続用パンフレット

民事調停手続を利用しようとする者を対象とし、特に建築、医事等に関する専門調停について説明したパンフレット

(b) 執行手続に関するリーフレット

① 売却手続リーフレット

<要望要旨>

不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する理解を得るために、非常に有効な手段となっている。

このリーフレットは、これまでにも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。

そこで、売却手続リーフレットを作成するための経費を要望する。

② 執行手続案内用リーフレット

<要望要旨>

支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することが可能であるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がなされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするために、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要望する。

(c) 倒産手続に関するリーフレット

① 個人債務者再生手続に関するリーフレット

<要望要旨>

個人債務者再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより、債務者の経済生活の再生を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用するしようとする個人債務者に対して、再生手続の流れや申立方法、再生債務者になった場合の義務など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要望する。

② 破産手続に関するリーフレット

<要望要旨>

破産手続は、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用する者に対して、破産手続及び免責手続の流れや、申立方法、破産者になった場合の義務や制限など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要望する。

(8) 協議会等の開催

(ア) 特殊民事事件の研究会

<要望要旨>

特殊民事事件（「医事関係訴訟」，「建築関係訴訟」等の専門訴訟，「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟，差止請求訴訟等）については，司法制度改革審議会の意見書において，審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており，これを受け，裁判所では，これらの特殊民事事件を円滑に処理するため，特殊民事事件を担当する裁判官を対象として，自然科学，社会科学，人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために，それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし，対象テーマとなる専門分野を変えながら，研究会を実施してきた。

そこで，本研究会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高裁所在地を除く地方裁判所

会期 1日

回数 42回（高裁所在地を除く地裁1回×42）

人員 462人（大学教授42人，裁判官420人）

(イ) 専門訴訟連絡協議会

<要望要旨>

医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして、適切な専門家の協力を得ることが困難で、審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言わわれている。その背景には、裁判所や弁護士の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため、裁判官、専門家、弁護士等が一堂に会し、専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに、問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため、平成14年度から、各地方裁判所が地元の専門機関、研究機関、専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。

そこで、本協議会開催のために必要な経費を要望する。

<開催計画>

(a) 医事関係訴訟連絡協議会

医事関係については、専門分野が多岐となっており、大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから、そのような医療研究機関が管内に多く存在する高等裁判所所在地の地方裁判所8庁及び地域の医療研究機関等との協力関係が構築されている地方裁判所4庁の計12庁で、年間1回開催する。開催人員は、裁判所が5人、医療研究機関が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。

(b) 建築関係訴訟連絡協議会

建築関係については、地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であり、建築関係の集中部のある東京及び大阪の各地方裁判所で、年間各1回開催する。開催人員は、裁判所が5人、建築専門家団体が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。

(ウ) 民事調停委員ケース研究会

<要望要旨>

調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。

そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例とともに多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。

そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的事例などを材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。

本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。

そこで、本研究会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 1回

人 員 1, 200人

(内訳 調停委員 1, 000人、裁判官 50人、民事首席書記官 50人、書記官 50人、係員 50人)

(エ) 民事事件担当裁判官等協議会（高裁別）

<要望要旨>

現行民事訴訟法の施行から20年近くが経過し、近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の役割の有り様に対する国民の意識も変化しており、それに伴い、裁判の質についても判断自体の適正さや手続保障のみならず理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確にこたえるため、民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に、訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて、高裁単位ごとに協議会を開催して、適正かつ迅速な審理を実現し、裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。

そこで、協議会開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所

会期 2日

人員 50人

区分	人員	備考
協議員	50	地裁本庁裁判官50人

(オ) 簡易裁判所民事実務研究会（地裁）

<要望要旨>

権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、さらには、弁護士人口の増加及び認定司法書士制度の創設などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために、今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め、更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。

簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては、各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけではなく、各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員についても本研究会に参加させることが有益であり、例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について、簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また、地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ、参加者がそれぞれの立場から議論することによって、裁判所職員のみならず、簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め、さらに、研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。

そこで、本研究会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

会期 1日

回数 1回

人員 1,450人（内訳 裁判官100人、民事首席書記官50人、簡易裁判所庶務課長・主任書記官300人、調停委員600人、司法委員300人、係員100人）

<p>(カ) 司法委員研究会</p> <p><要望要旨></p> <p>司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。</p> <p>簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため、司法委員に対し、事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するのに必要な民法、商法、利息制限法、貸金業規制法等の実体法に関する基本的な知識等を修得させるとともに、実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき、具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し、解決策を検討し、その結果を具体的事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。</p> <p>本研究会については、司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから、新任者を除く全司法委員（約4,600人）についてほぼ3年間で一巡するように参加させる必要がある。</p> <p>そこで、本研究会を開催するための経費を要望する。</p> <p><開催計画></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">開催場所</th><th style="text-align: center;">回数</th><th style="text-align: center;">日数</th><th style="text-align: center;">研究員</th><th style="text-align: center;">講師等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">司法委員研究会</td><td style="text-align: center;">地方裁判所 (50庁)</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">司法委員 766人</td><td style="text-align: center;">(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人</td></tr> </tbody> </table>	区分	開催場所	回数	日数	研究員	講師等	司法委員研究会	地方裁判所 (50庁)	2	1	司法委員 766人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人	<p>明細 書頁</p>
区分	開催場所	回数	日数	研究員	講師等								
司法委員研究会	地方裁判所 (50庁)	2	1	司法委員 766人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人								

(キ) 司法委員研修会

<要望要旨>

司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようになることが必要である。

そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。

そこで、本研修会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

区分	開催場所	回数	日数	研修員	講師等
司法委員研修会	地方裁判所 (50庁)	1	1	司法委員 500人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人

(ク) 専門委員研修

<要望要旨>

民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）により、専門委員制度が創設されたが、専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているが、民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり、専門委員は、争点整理、証拠調べ、和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり、訴訟手続の流れ、専門委員としての関与の在り方についての知識のほか、法律的な知識が必要不可欠である。そこで、専門委員に対して、訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに、専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的な事例等を研究材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、適切に対処するために必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。

そこで、本研修の開催のための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所本庁25庁（全50庁において2年に1回開催）

開催回数 1回

参加者 450人

（内訳 専門委員300人、裁判官50人、民事首席書記官50人、外部講師（大学教授等）50人）

(イ) 調停運営協議会（高裁別）

<要望要旨>

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さん努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が各高裁管内ごとに一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、本協議会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所

回 数 1回

人 員 265人（内訳 調停委員220人、裁判官25人、参列員8人、係員12人）

(コ) 民事調停委員研修会

<要望要旨>

平成30年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。

そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的知識等を付与する必要がある。

また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官とともに調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験されることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。

そこで、本研修会について、1年に2回開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 2回

人 員 750人（内訳 調停委員600人、裁判官50人、民事首席書記官50人、係員50人）

(サ) 民事調停委員研究会

<要望要旨>

民事調停事件の処理に当たる調停委員には、一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い、当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから、調停委員に対して、その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに、調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。

そのため、主として民事調停委員研修会を修了し、任命後3年目である調停委員を対象に、裁判官等が、各種法規に関する基礎的な理論、判例の動向、特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに、各調停委員が2年間の実務経験を踏まえながら、改めて調停の在り方等の基本に立ち返り、調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。

そこで、本研究会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 1回

人 員 1,200人(内訳 調停委員1,000人、裁判官100人、書記官50人、係員50人)

(シ) 評価関係協議会（高裁別）

<要望要旨>

不動産執行手続の過程で行われる不動産の評価については、適正な評価額の設定が求められ、評価に当たっては、評価人は不動産の特性に応じた評価の方法を適切に用いなければならない。また、競売手続における不動産の評価は、その物件の特性や有効な利用とともに、強制的な手続によって売却するという特殊性を考慮して行い、競売市場の実勢に合った適正なものでなければならない。

適正な評価事務を行い、買受希望者をはじめとする一般国民に分かりやすい均質な評価を確立するためには、専門的な知識・技能を活用するとしても、その任に当たる評価人において評価の方法や考え方、その内容について共通の基盤に立脚して実施しなければならない。

したがって、①競売市場における実勢価額を反映した評価の在り方、②標準的な評価書の様式や評価基準の在り方、③評価ノウハウ等に関する全国的な情報交換などをテーマとして、各高等裁判所において、管内の地方裁判所の裁判官、民事首席書記官及び評価人候補者が協議を行い、裁判官、裁判所書記官及び評価人の三者が協働して評価事務を行うための共通認識を持つことが必要である。

そこで、本協議会を実施するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所のうちの4庁

会期 1日

回数 1回

人員 91人

区分	人員	備考
協議員	75	地裁裁判官25人、地裁民事首席書記官25人、地裁評価人候補者25人
係員	16	4人×4高裁
計	91	

(9) 執行官室用備品

<要望要旨>

執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第62条4項、執行官法第7条），国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和41年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第62条1項），所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第65条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第4条）。執行官法制定過程における第51回国会衆議院法務委員会（昭和41年6月9日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。

執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。

そこで、執行官室の執務環境を整備するため、執行官1人に対し1組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカ一の更新分各11台を要望する。

(10) 現況調査用住宅地図

<要望要旨>

現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることが多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。

そこで、本件地図を更新するための経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 庁 費 (印刷製本費)	専門委員推薦依頼用パンフレット	(1,500) 2,000部	(48.60) 62.64 (22.68)	97,206(8,578) 1,822(1,517) 565(543) 125(73)	
	民事調停委員推薦依頼用パンフレット	10,000部	23.76	238(227)	
	調停相談用ポスター	20,000枚	(12.148) 10.111	202(243)	
(借料及び損料)	調停相談事業会場借料			1,235(952)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(会議費)	民事規則制定諮問委員会	18人 5回	108.9	22(22) 10(10)	
	専門訴訟委員会			6(6)	
	医事関係訴訟委員会			4(4)	
	本委員会	12人 2回	108.9	3(3)	
	分科会	5人 2回	108.9	1(1)	
	建築関係訴訟委員会			2(2)	
	本委員会	12人 1回	108.9	1(1)	
	分科会	5人 1回	108.9	1(1)	
	調停制度協議会	58人	108.9	6(6)	
情報処理業務庁費 (雑役務費)	民事裁判手続のIT化に向けたコンサルティング業務	一式	88,452,000	88,452(0)	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
裁判資料整備費 (消耗品費) (印刷製本費)	調停委員執務用図書	438庁	11,951	6,932(7,061) 5,235(5,235)		
	民事調停委員執務資料	1,500部	(167.4) 151.2 (167.4)	1,697(1,826) 227(251)		
	司法委員執務資料	1,000部	149.04 (1.944)	149(167)		
	簡易裁判所手続用リーフレット	94,000部	1.728	162(183)		
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット	80,000部	(79,000) 1.836	(2.052) 147(162)		
	少額訴訟手続用リーフレット	(84,000) 86,000部	(1.998) 1.728	(1.998) 149(168)		
	支払督促手続用リーフレット	(81,000) 80,000部	(1.998) 1.836	(1.998) 147(162)		

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	民事調停手続用リーフレット	(83,000)	(1.998)		
		82,000部	1.728	142(166)	
		(60,000)	(2.43)		
	特定調停手続用リーフレット	70,000部	2.376	166(146)	
		(600)	(124.2)		
	民事調停手続用パンフレット	400部	110.7	44(75)	
		(19,300)	(3.78)		
	売却手続リーフレット	19,000部	4.32	82(73)	
		(22,880)			
	執行手続案内用リーフレット	22,700部	3.132	71(72)	
		(38,090)	(2.484)		
	個人債務者再生手続に関するリーフレット	35,500部	2.7	96(95)	
		(42,580)	(2.484)		
	破産手続に関するリーフレット	44,400部	2.592	115(106)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	特殊民事事件の研究会 大学教授	42回 3時間	7,900	995(995)	
	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12庁 9人 3時間 1回	8,700	3,246(3,246) 2,819(2,819)	
	建築関係 建築士等	2庁 9人 3時間 1回	7,900	427(427)	
	専門委員研修	25(50) 庁 1人 1時間 1回	7,900	198(395)	
	民事調停委員研修会 大学教授	50庁 1時間 2回	7,900	790(790)	
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50庁 1時間 1回	7,900	395(395)	
職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別) 地裁裁判官	42人	(43,801) 40,801	1,714(1,840)	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(会議費)	庁費 (備品費)	執行官室用備品机	11(12)卓	74,736	2,367(2,517) 1,608(1,755) 822(897)	
		いす	11(12)脚	34,452	379(413)	
		更衣ロッカー	11(12)台	37,044	407(445)	
	専門訴訟連絡協議会 医事関係				759(762) 29(29)	
		医師等	12庁 19人 1回	108.9	25(25)	
	建築関係 建築士等				4(4)	
		建築士等	2庁 19人 1回	108.9	109(109)	
	民事調停委員ケース研究会	1,000人 1回	108.9	98(98)		
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)	900人 1回	108.9			

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	司法委員研究会	766人 2回	108.9	167(167)	
	司法委員研修会	500人 1回 (50) (7)	108.9	54(54)	
	専門委員研修	25席 13人 1回	108.9	35(38)	
	調停運営協議会(高裁別)	220人 1回	108.9	24(24)	
	民事調停委員研修会	600人 2回	108.9	131(131)	
	民事調停委員研究会	1,000人 1回	108.9	109(109)	
	評価関係協議会(高裁別)	25人 1回	108.9	3(3)	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
法廷等器具整備費 (備品費)	現況調査用住宅地図	589冊	16,030	9,442(9,442)		

刑 事 局 經 費

安全・安心な社会の実現等

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 刑事法研究会

<要望要旨>

刑事事件に関する課題やその時々に発生する問題点等について、理論的・実証的観点から意見をいただくために、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する必要があるところ、裁判員裁判に関して、制度施行以降、相当数の事例が集積され、種々の問題が顕在化していると思われる。これらの問題に対しては、大学教授などの学識経験者との間で理論的、実証的観点からの研究を行い、具体的な対応を検討することが制度の円滑な運営のために不可欠である。

また、平成24年12月には「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を公表したが、今後も引き続き同制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たしているかについて、理論的・実証的観点からの検討が不可欠である。

そこで、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する経費を要望する。

(2) 刑事関係専門図書

<要望要旨>

刑事事件は、事件処理に際して専門外の知識が要求される場合が少なくない。例えば、薬物の中毒症状によって引き起こされた刑法犯の処理においては、被告人の責任能力が問題となれば、法律学以外に薬理学、精神医学といった科学分野が交錯することになり、判断にはこれらの分野にまたがった総合的な考察が要求されることになる。

また、特別法犯については、適用される法規の範囲が広汎な上、特殊性を有する場合もあり、周辺関連分野を含めて特殊な法的解釈や実務慣行に関する専門知識が幅広く必要となる。例えば、租税事件では、帳簿等の証拠書類の整理分析から適用すべき法条の判断に至るまで、税法税務や、簿記、財務諸表論、財務監査といった関連諸分野に関して、幅広い専門知識が要求される。

さらには、医療過誤、サイバー犯罪等の事件処理については、医学、ITといった先進分野に通暁しておかなければならぬところ、かかる先進分野については、適正な判断のために常に最新の情報が提供されていかなければならない。これらの要請に応えるには、実情に応じて必要な各種専門図書等の参考資料を裁判官等に対して配布する必要がある。

そこで、刑事事件の円滑かつ適正な処理のために、各種専門図書等の整備に必要な経費を要望する。

(3) 心神喪失者等医療観察制度関係専門図書

<要望要旨>

心神喪失者等医療観察法における処遇事件では、裁判所が対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療の継続の要否を判断することになり、審判には、精神保健審判員及び精神保健参与員といった精神医療の専門家が関与する。しかし、処遇の要否に当たって検討される対象者の責任能力の有無や再犯のおそれの判断には高度の専門的知識が要求されることから、合議体を構成する裁判官にも、審判に際して精神医療の分野における一定の知識が求められるほか、具体的な事件処理に伴い精神医療に関して調査をする必要性も生じる。

そこで、実際に事件の係属する高等裁判所及び地方裁判所に対して、こうした専門図書を整備するために必要な経費を要望する。

(4) 刑事裁判資料

<要望要旨>

刑事裁判実務が円滑に行われるためには、担当裁判官等が、日々直面する様々な問題点を解決するために参考となる情報を迅速かつ的確に入手できることが不可欠であるから、各裁判所において採られている運用上の諸方策、各庁の刑事裁判実務の具体的な実例、アップ・トゥ・データな参考文献等の情報を分野別に整理編集した資料を刊行して各庁に配布する必要がある。

また、裁判官は、その執務に際し、参考資料として先例となるべき裁判例の有無の調査を欠かすことはできないので、関係する裁判例をできるだけ利用しやすいように、問題点別に整理して収録した資料を逐次作成して各庁に配布する必要がある。

そこで、これらの資料を刊行するための経費を要望する。

(5) 外国人事件の処理経費

通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、平成28年に地裁で判決のあった外国人有罪人員中、通訳人、翻訳人の付いた被告人の国籍数も68か国と多岐にわたっている。

さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少なくない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための経費を要望する。

(ア) 法廷通訳支援専門用語対訳図書

<要望要旨>

外国人事件を適正に処理するためには法廷における通訳が正確に行われることが不可欠である。法廷通訳には通常の通訳とは異なり、発言内容をより忠実かつ厳格に訳すことが要求され、かつ、通訳人の個人的な解釈を交えることなく公正、中立な立場に立った通訳が必要となるほか、日常では用いられない特殊な専門用語、俗語、慣用表現及び言い回しが比較的高い頻度で用いられる。

そこで、法廷通訳に役立つ専門用語等を対訳形式で掲載した図書を整備するための費用を要望する。

(イ) 法廷通訳セミナー

<要望要旨>

平成7年度より、全国8高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ、とりわけ、事件数に比してその言語に通じている者が少ない、いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては、受講者に対し、外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明、法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義、裁判所書記官等を交えた座談会、否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等、様々な施策を実施しながらきめ細やかな指導が行われており、短期間で法廷通訳についての基本的な知識の習得などに効果を上げている。

一方で、外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）は少なくなく、否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得する研修を行い、多数言語・少数言語を問わず、中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。

そこで、法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要望する。

会期	2日（年1回）
開催地	地方裁判所（8庁）
出席者	受講者 66人
	地方裁判所裁判官 8人
	刑事首席書記官 8人
	外国語の専門家 16人
	合計 98人

(ウ) 法廷通訳フォローアップセミナー

<要望要旨>

通訳人、翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）は少なくなく、否認事件においては、その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため、特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また、当事者双方から異議の申立てがされたり、被告人らから不規則発言がされるなど、即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く、こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術、突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために、より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで、全国より選ばれた講師、受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要望する。

会期	2日（年1回）
開催地	地方裁判所（2庁）
出席者	
受講者	24人
地方裁判所裁判官	2人
刑事首席書記官	2人
外国語の専門家	4人
合計	32人

(エ) 法廷通訳基礎研修

<要望要旨>

平成18年度から法廷通訳基礎研修を実施し、多数言語の初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。

ところで、法廷通訳基礎研修は、自白事件の法廷通訳を担当するための最低限の知識の習得を可能とすべく実施するものであるところ、こうした事件を担当できる通訳人を育成する必要性は、多数言語に限らず、少数言語においても同様であることから、対象を少数言語にも広げ、各庁のニーズに応じた初級者向けの研修の開催を可能としている。

そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要望する。

会期	1日
開催地	地方裁判所（50 庁）
出席者	
受講者	310人
地方裁判所裁判官	50人
地方裁判所書記官	50人
外国語の専門家	53人
合計	463人

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	刑事法研究会	6人 4時間 2回	7,900	11,261(11,261)	
序費 (会議費)	刑事法研究会	6人 2回	108.9	1(1)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			10,881(10,881) 8,565(8,565) 2,726(2,726)	
	心神喪失者等医療観察制度関係 専門図書	58冊 1組	51,428	2,983(2,983)	
	法廷通訳支援専門用語対訳図書	58冊 1組	49,241	2,856(2,856)	
(印刷製本費)	刑事裁判資料	1,388部 3回	556.2	2,316(2,316)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	法廷通訳セミナー	8席 2人 2日 4時間	7,900	5,147(5,341) 2,520(2,520)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	2席 2人 2日 4時間	7,900	1,011(1,011) 253(253)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日 3時間	7,900	1,256(1,256)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	法廷通訳セミナー			2,617(2,811) 1,609(1,754)		
	開催地	14人	2,200 (32,541)	31(62)		
	その他	52人	30,341	1,578(1,692)		
	法廷通訳フォローアップセミナー			1,008(1,057)		
	開催地	5人	2,200 (54,478)	11(22)		
	その他	19人	52,496	997(1,035)		

明細
書頁

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
庁費 (会議費)	法廷通訳セミナー	8 庁 2人 2日	108.9	10(10) 3(3)	
	法廷通訳フォローアップセミナー	4人 2日	108.9	1(1)	
	法廷通訳基礎研修	53人 1日	108.9	6(6)	

裁判員制度の運営等の充実

(1) 裁判員制度広報関連経費

裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成21年5月21日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが重要であることはいうまでもないが、その上で、各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。施行から10年近くを経て、制度の運用状況に関する情報や裁判員経験者の声・感想が蓄積してきており、各種の広報活動において、これらの情報を適時適切かつ正確に伝えることが可能である。

そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要望する。

(ア) 制度広報用漫画の増刷

<要望要旨>

漫画は、成人のうち活字離れの傾向がある層に対してのみならず、将来裁判員制度を担うことになる若年層に対しても親しみをもって受け入れられるものであり、裁判員制度の手続や運用、裁判員の果たす役割等を簡潔かつ分かりやすく伝えることができる。

上記のような漫画の特性を活かし、制度広報用漫画を各地で行われる説明会等で配布するほか、説明会等の要望に応えることができない場合の代替として配布したり、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布したりして、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用漫画の増刷のために必要な経費を要望する。

(イ) 制度広報用パンフレット

<要望要旨>

裁判員制度に関する基本的な知識を簡単に知ってもらうには、制度の基本的情報や手続の流れ等が簡潔かつ分かりやすく説明されており、各種のデータが解説付きで掲載された手にしやすいサイズのパンフレットを利用するのが極めて有用である。

このパンフレットを各地で行われる説明会等で配布するほか、説明会等の要望に応えることができない場合の代替として配布したり、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布し、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用パンフレットの作成のために必要な経費を要望する。

(2) 裁判員制度の運営に必要な経費

(ア) 裁判員制度の運営等に関する有識者会議

<要望要旨>

裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。平成24年12月には、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を公表したが、今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。

また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他、裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法103条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聞くことが有益である。

そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要望する。

<開催計画>

出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者 7人）

(イ) 裁判員制度についての意識調査

<要望要旨>

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法1条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不斷に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。

裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。

なお、本調査は、上記のとおり、裁判員制度の運用に対する国民一般の受け止め・評価を把握し、今後の運用改善に役立てることを目的とするものであり、そのため必要な調査項目、調査実施方法等については、裁判所が主体となって決定し、実施する必要がある。

そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要望する。

(ウ) 裁判員制度運用状況等に関する報告書

<要望要旨>

裁判員法は、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を毎年公表すること（裁判員法103条）を定めている。また、平成27年12月に施行された改正裁判員法において、改正法施行後3年を経過した時点で、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする、3年後見直しの規定が置かれている（同法附則3項）。

裁判員制度の目的は司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること（同法1条）とされていることからすれば、公表資料は図表を用いるなどして国民に分かりやすく、かつ利用しやすい形式とすることが必要不可欠である。

現在、新法の3年後見直しに向けて、裁判員制度の運用改善に向けた検討が進められているところであるが、そのためには、裁判員裁判の運用状況の客観的なデータに加え、裁判員制度の運営等に関する有識者会議での議論などを踏まえ、運用状況に対する評価・分析など、実態に即した検討を進める上で必要な様々な内容を含むことが想定され、相当程度の分量となることが予想されることから、刊行物によって公表することが必須である。

そこで、裁判員制度運用状況等に関する報告書を印刷するために必要な経費を要望する。

(3) 犯罪被害者等施策のための経費

(ア) 犯罪被害者保護制度に関するリーフレット

<要望要旨>

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度としては、従前から、証人として出廷する際の負担を軽減する措置や、公判記録の閲覧賛写といった規定が設けられていたところ、これらに加え、平成20年12月には、犯罪被害者等が刑事裁判に参加して被告人に対する質問等を行うことができる制度及び犯罪被害者等による損害賠償請求について地方裁判所における刑事手続の成果を利用して当該裁判所が裁判を行う制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。そこで、制度の概要を解説した図表やイラスト入りの簡潔なリーフレットを作成し、これを配布することにより、同制度を含めた犯罪被害者に関する諸制度について継続的に広く周知をするとともに、それら諸制度を利用する者の一助としている。

よって、このようなリーフレットを作成するための経費を要望する。

(イ) 犯罪被害者等施策のための研究会

<要望要旨>

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。

さらに、前記目的を達成するため、平成20年12月には、犯罪被害者等が刑事裁判に参加して被告人に対する質問等を行うことができる制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について地方裁判所における刑事手続の成果を利用して当該裁判所が裁判を行う制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。

このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようとするための研究会を行う経費を要望する。

会期	1日
開催地	高等裁判所（8庁）
講師	被害者保護問題の専門家（弁護士等） 8人
	被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等） 8人
受講者	裁判官 50人（要旅費人員42人）
	窓口対応職員 50人（要旅費人員42人）

(4) 刑事事件担当裁判官協議会

<要望要旨>

第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①裁量保釈における考慮事情の明記に関する改正等が公布の日から起算して20日を経過した日に、②弁護人選任に係る教示事項の拡充及び③証人の氏名等の秘匿措置の導入等が公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に、④司法取引的制度の導入及び⑤ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等が公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に、⑥取調べの録音・録画制度の導入及び⑦通信傍受手続の合理化・効率化が公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日にそれぞれ施行とされている（改正法附則1条）。

上記各制度について、刑事事件を担当する裁判官が、平成30年度においては、施行済みの①ないし③並びに開催時において施行済みの予定である④及び⑤について所属庁における実施状況の検証結果を持ち寄り、運用上の改善点につき議論する必要がある。また、その開催時において施行予定の部分である⑥及び⑦については、運用方針について協議するため、運用に当たって考慮すべき事項について所属庁で検討した結果を持ち寄り、各制度の運用の在り方について議論を深め、導入に備えておく必要がある。

そこで、以下の協議会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官協議会	1日	最高裁	58(56) (高裁裁判官8人、地裁裁判官50人)	20	78(56)

() 内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議			14,915(15,596)	
	座長	1人 2回	22,700	280(280)	
	委員	6人 2回	19,600	45(45)	
庁費 (印刷製本費)				235(235)	
	制度広報用漫画の増刷	(93,350)	(24.192)	13,807(14,471)	
		86,050部	21.578	2,249(2,675)	
	制度広報用パンフレット	(74,600)	(5.584)		
		72,300部	5.419	1,857(2,258)	
(会議費)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	8人 2回	108.9	392(417)	
(雑役務費)	裁判員制度についての意識調査	一式	(11,793,600) 11,556,000	2(2) 11,556(11,794)	

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
裁判資料整備費 (印刷製本費)	犯罪被害者保護制度に関する リーフレット	100,000部	3.672	828(845)	
	裁判員制度運用状況等に関する 報告書	(3,300) 3,000部	(144.936) 153.619	367(367) 461(478)	

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害者等施策のための研究会	8人 3時間	7,900	4,888(2,777) 336(0) 190(0)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会	8人 3時間	6,100	146(0)	
	高裁裁判官			4,552(2,777) 2,621(2,777) (52,596)	
	地裁裁判官	7人	49,814 (49,169)	349(368)	
	犯罪被害者等施策のための研究会	49人	46,366	2,272(2,409)	
	裁判官	42人	26,299	1,931(0) 1,105(0)	
	窓口対応職員	42人	19,663	826(0)	

裁判運営のための司法基盤の充実

(1) ゲート式金属探知機

<要望要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係人が自由に出入りすることができるので、当事者や傍聴人等が法廷内に凶器を持ち込み、事件関係者や傍聴人に危害を加えるという事件が現実に発生している。

こうした事件を防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刃物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要がある。

とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新するとともに新規整備に要する経費を要望する。

<整備内訳>

26台（更新6台、新規20台）を地裁本庁及び支部に整備する。

(2) 棒状金属探知機

<要望要旨>

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要があり、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等来庁者自身が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが多く、困難であることから、改めて棒状金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。また、手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数を対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みの機器を更新するとともに新規整備に要する経費を要望する。

<整備内訳>

80式（1式2本、更新8式、新規72式）を地裁本庁及び支部に整備する。

(3) 量刑検索システムの開示専用端末用プリンタ

<要望要旨>

量刑検索システムは、センターサーバを設置してWeb方式のデータベースを構築し、裁判所内のネットワークを通じて、全国の裁判所の端末から裁判官が、データの入力、検索、出力等の作業を行うとともに、検察官・弁護人に対しても、これを開示し、データの利用を可能としているものである。この開示専用端末には、検察官・弁護人が検索した結果を出力するための専用プリンタを整備しているところ、同プリンタの耐用年数が到来するため、更新を行う必要がある。

そこで、量刑検索システム開示専用端末用プリンタの更新のために必要な経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ゲート式金属探知機	26(7)台	1,377,000	47,122(10,553) 35,802(9,639)	
	棒状金属探知機 (1式2本)	80(8)式	114,199	9,136(914)	
	量刑検索システムの開示専用端末用プリンタ	一式	2,183,591	2,184(0)	